

## 大阪市空家等対策協議会条例案

### (設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項に規定する協議会として、本市に大阪市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 協議会は、市長及び委員20人以内で組織する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (専門部会)

第5条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

### (施行の細目)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年11月26日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪市空家等対策協議会を設置するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。